平成２２年（フ）第６８６号
兵庫県高砂市春日野町2343番地の42
債務者　高橋　　薫（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８６号
北海道小樽市相生町９番15号　ラ・ポート相生106号室、前住所札幌市手稲区新発寒五条５丁目４番３号
債務者　亀尾　　潤
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４２号
北海道苫小牧市青雲町１丁目２番16号
債務者　阿部　秀利
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２８１号
仙台市若林区下飯田字西田37番地の２
債務者　高橋　嘉子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
宮城県石巻市伊原津１丁目８番５号
債務者　志摩　優子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
宮城県気仙沼市田谷１番地４
債務者　及川久美子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５６号
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台３番地５
債務者　中山　誠子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２４４号
福島県伊達市保原町字柏町41番地４　雇住ほばら２―102号
債務者　一條　勝浩
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９号
福島市飯野町字後川25番地の１　真田アパート31
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
福島市飯野町字後川25番地の１　真田アパート31
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１１号
千葉県浦安市富士見３丁目24番10号　コーポ山田
債務者　柳川　晉一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１２号
千葉県浦安市富士見３丁目24番10号　コーポ山田
債務者　柳川貴満代
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１５号
千葉県船橋市海神６丁目17番16―101号
債務者　本間　年子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３０号
千葉県八千代市八千代台西６丁目19番地４
債務者　高橋　正子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６６号
千葉市緑区おゆみ野６丁目24番地１　おゆみ野第２団地９棟403号
債務者　古谷　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６７号
千葉市緑区おゆみ野６丁目24番地１　おゆみ野第２団地９棟403号
債務者　古谷千恵子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６８号
千葉市緑区おゆみ野６丁目24番地１　おゆみ野第２団地９棟403号
債務者　古谷　大介
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係